

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年10月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務職として勤務していた。
- 2 請求人は、平成28年12月13日、帰宅のため横断歩道を歩行していたところ、自動車にはねられ負傷した。請求人は、同日、C医療機関に救急搬送され、「左寛骨臼骨折、右肩打撲傷」と診断され、同月21日、D医療機関に転医し、「左寛骨臼骨折」と診断され、療養の結果、平成29年12月27日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給することとしたが、請求人は障害給付を超える自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）からの保険金を受領していたことから、同保険金との調整を行った上で、支給しない旨の処分（以下「前処分」という。）を行ったが、同保険金には調整対象外のものも含まれていたとして前処分を取り消し、改めて同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月10日付けでこれを棄却する旨の決定

をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は少なくとも障害等級第12級に該当する旨主張しているところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、左股関節の機能障害及び神経症状であると認められるので、以下検討する。

(2) 機能障害について

E医師の平成29年12月29日付け診断書及びF医師の平成30年6月27日付け意見書によれば、請求人の左股関節の関節可動域は、主要運動である伸展・屈曲・外転・内転とも、障害等級に至る可動域制限は認められず、決定書理由に説示のとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 神経症状について

E医師は、前記診断書において、「左臀部、左股関節の疼痛あり」と、F医師は、前記意見書において、「左股関節部に局所神経症状としての疼痛が残存している。」と判断している。

各医師の所見に鑑みると、請求人には臀部及び股関節の痛みは認められるものの決定書理由に説示のとおり、「局部に神経症状を残すもの（障害等級第14級の9）に該当するものと判断する。

なお、請求人は、自賠責保険で後遺障害第12級と認定されている旨を主張

するが、自賠責保険と労働者災害補償保険は、制度の趣旨、目的が異なり、後遺障害について、必ずしも同一の評価がなされるものではない。また、請求人は、将来的に骨のずれが生じるなどの不安がある旨主張するが、障害等級の判断に将来的な不安を加味することはできないことを念のため付言する。

(4) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日